

DV等の被害者のための民間 シェルター等に対する支援のあ り方に関する検討会について

1

20190201第1回検討会

戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

はじめに

- 画期的な民間シェルター等への支援の在り方の検討
- DV防止法制定施行から18年、相談件数、一時保護件数、保護命令件数の減少傾向、DV被害の多様化・複合化などDV防止法の見直しが求められている
- DV被害者支援を担う「婦人保護事業」（売春防止法第4章「保護更生」を根拠）の見直しが開始された
- （2018厚生労働省「困難な課題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」）

日本における民間シェルターのあゆみ

- ▶ 日本で初の民間シェルター誕生（1985）
- ▶ 日本で初のDV実態調査（1992「夫（恋人）からの暴力」調査研究会）
- ▶ 日本で初の民間シェルター調査（1995横浜市女性協会）－7か所
- ▶ 全国女性シェルターネット設立（1998）
- ▶ DV防止法制定・施行（2001）

日本社会における民間シェルターの位置と役割

1. 民間シェルターのめざしたもの

▶ 「被害者の立場に立った切れ目のない支援」

(2013「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」)

▶ 「女性支援のワンストップセンター」地域のさまざまな領域の支援力のネットワークを生かした総合的な支援

(2018厚生労働省「困難な課題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」近藤恵子委員プレゼン資料)

日本社会における民間シェルターの位置と役割

2. 公的機関と民間との関係

- 日本のDV被害者支援体制の特徴－行政主導型
- DV防止法は行政の責任を明記（DV防止法第2条）
- DV防止法上、民間シェルターは支援システムの枠外（一時保護委託先第3条4項、行政機関の連携先第3条5項、第9条「その他の関係機関」、行政の援助対象第26条）

日本社会における民間シェルターの位置と役割

3. 民間団体への援助

(1) DV防止法第26条「必要な援助を行うよう努める」

- ➡ 「基本方針」民間団体他への援助等
- ➡ 都道府県・市町村の判断
- ➡ 民間団体の「豊富なノウハウ・ネットワーク」の活用、地方公共団体との連携、民間団体のスタッフ養成、民間団体への専門的知見有するアドバイザー派遣など

日本社会における民間シェルターの位置と役割

(2) 立法者の認識

- ➡ 南野知恵子ほか監修『詳解DV防止法2008年版』ぎょうせい
- ➡ 制定時の論点－民間シェルターの重要な役割「将来も役割増大」、しかし、苦しい財政運営の下で孤軍奮闘
- ➡ 公的機関との連携、財政支援など公的支援が必要
- ➡ 2004改正で都道府県相談支援センターとの連携努力義務を規定（第3条5項）、財政支援の義務化は行わず

日本社会における民間シェルターの位置と役割

(3) 民間シェルターの社会的位置づけ

- 先駆性
- 柔軟性
- 地域性
- 専門性

➡ 地域社会の不可欠な社会資源、しかし地域的偏在と脆弱な運営基盤

民間の自律性を保持し、対等な関係での公民の連携強化

民間シェルターへの支援の在り方

<論点>

■ 財政的支援の可能性

日本国憲法第89条「公の財産の支出又は利用の制限」－「公の支配に属しない慈善、教育、博愛事業」

2012厚生労働省婦人保護事業見直し検討会での議論

- スタッフの正当な待遇、専門性の保障、人材育成
- 民間の知見・経験・専門性をどう生かすか
- 行政機関との連携と協働

国際的な観点から見た民間シェルター

2011「イスタンブール条約」(女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約)

- 条約の実施における民間女性団体の重要な役割
- ① 女性に対する暴力やDV防止について常に問題提起
- ② 包括的政策策定・実施への専門的ノウハウの提供
- ③ 当事者の法的手続きを可能にする「エンパワメント支援」
- ④ 支援の専門性